

東京都中央会

経営安心補償制度のご案内

グループ傷害保険(引受保険会社:富士火災海上保険株式会社)

個別にご加入いただくよりお得!

多数割引 **20%** 適用

割安な保険料でご加入いただけます。

※上記割引は当制度全体の被保険者*が1000名以上の場合です。1000名未満の場合、保険料が変更になります。

*被保険者とは保険の対象となる方です。

+

さらに

1事業所の被保険者20名以上の場合

役職員一括契約割引 **10%**

※事業所の役職員全員を一括して付保する場合に適用できる割引です。

1事業所の被保険者が5名~19名の場合は割引率は5%になります。

経営安心補償制度の特長

役員・従業員の皆様の就業中の事故に備え、政府労災とは別に独自の補償を行うプランです。役員・従業員の皆様が安心して働ける職場づくりと、貴社のリスクマネジメントをサポートします。

1 保険金は労災認定を待たずにお支払い
保険金がスピーディーにお支払いできます。

2 保険金の会社受取りが可能
保険金受取人を貴社とすることについて被保険者の事前の同意が必要です。

3 入院・通院は1日目から補償
就業中の事故によるケガで入院や通院をされた場合に1日目から補償します。

4 通勤途上のケガも補償
業務中だけでなく、通常経路における通勤途上のケガも補償します。

5 アルバイト・パート社員も対象に含めることが可能
建設業の場合、下請負人や一人親方も対象に含めることが可能です。
*下請負人は貴社の建設現場作業に従事する下請負人をいいます。

保険商品内容と加入手続きについてのお問い合わせ先

富士火災海上保険株式会社 東京第一支店

〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18 電話番号 03-5550-4575

制度についてのお問い合わせ先(制度運営団体)

東京都中小企業団体中央会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 電話番号 03-3542-0317

※このチラシは東京都中小企業団体中央会経営安心補償制度におけるグループ傷害保険の概要を説明したものです。制度についての詳細は、「経営安心補償制度のご案内」、保険商品内容についての詳細は「経営安心補償制度のご案内」および「グループ傷害保険パンフレット」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、上記の富士火災営業店までお問い合わせください。

※本書は、平成23年12月31日まで使用することができます。ただし、商品改定、保険料の改定等が発生し、本書の内容に変更が生じた場合は使用することができません。